

グループホームわかば

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

当事業所は認知症対応型共同生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい内容をご説明いたします。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 若葉会
代表者氏名	理事長 近藤 彰
所在地 (電話番号)	徳島県徳島市西新浜町一丁目6番25号 088-663-0020

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームわかば
介護保険指定 事業所番号	3670101967
事業所所在地	徳島県徳島市新浜本町三丁目2番17号

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより精神的な安定を得て、認知症の進行を緩やかにすることを目的にしています。
運営の方針	入居者の皆様の尊厳を守り、自立を促す支援をし、家族の皆様や地域社会とのコミュニケーションを大切にします。

(3) 事業所の施設概要

建 築	木造2階建て	554.96㎡
ユニット数	2 ユニット	
居室の数・面積	18 室・12.98㎡	
台 所	1 ユニットにつき1 箇所	
ト イ レ	1 ユニットにつき3 箇所	
浴 室	1 ユニットにつき1 箇所	
特 浴 室	隣接するデイサービスセンターに1 箇所	

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日中時間帯	7 時～20 時
利用定員内訳	18 名 (1F:9 名 2F:9 名)

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	岡部 久子
-------	-------

職 種	職 務 内 容	職 員 数
管 理 者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1 名 計画作成担当者と兼務
計画作成 担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1 名 管理者と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	11 名以上

職員勤務体制 1 ユニットにつき

昼間の体制	3 名以上
夜間の体制	1 名以上

勤務時間帯

早 出	7 : 00 ～ 16 : 00
日 勤	8 : 50 ～ 18 : 00
準日勤	9 : 30 ～ 18 : 30
遅 出	11 : 00 ～ 20 : 00
夜 勤	17 : 00 ～ 9 : 30

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

共同住居の形態で食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフと利用者が共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で入浴、排泄など必要なケアを提供いたします。

	内 容
食 事	3 回／日 利用者に合わせた食事を提供いたします。
入 浴	随時

健康管理	毎日バイタルチェックを行い、体調に変化が見られた場合は協力医療機関協力を受診します。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い・介添えについては、家族の協力をお願いいたします。
行政手続きの代行	保険等の手続き等の代行を行います。手続きに要する費用の実費は別途いただきます。

(2) 介護保険給付サービス利用料金（１単位：10.14 円）

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
日 額	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ/日	37 単位	37 単位	37 単位	37 単位	37 単位	37 単位
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)/日	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位
月額 (30 日)	23,760 単位	23,880 単位	24,930 単位	25,650 単位	26,130 単位	26,640 単位
月額 (31 日)	24,552 単位	24,676 単位	25,761 単位	26,505 単位	27,001 単位	27,528 単位

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

- 初期加算 30 単位/日（入所日から 30 日以内）
- 入院時費用 246 単位/日（1 月に 6 日を限定として加算）
- 栄養管理体制加算 30 単位/月
- 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位/月
- 介護職員処遇改善加算Ⅳ 1 月につき 所定単位数の 12.5%
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位/日
- 協力医療機関連携加算 100 単位/月
- 退居時情報提供加算 250 単位/回
- 看取り介護加算（死亡日 45 日前～31 日前） 72 単位
（死亡日 30 日～4 日前） 144 単位
（死亡日前日及び前々日） 680 単位
（死亡日） 1280 単位

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

	日 額	月 額	
居 室 費	2,000 円	60,000 円	
管 理 費	1,364 円	40,920 円	

食 費	朝：200 円 昼：400 円 夜：400 円	朝：200 円 昼：400 円 夜：400 円 ×提供分	
光 熱 費	300 円	10,000 円	
レクリエーション 材料等			実 費
個 人 消 耗 品 (オ ム ツ 等)			実 費
理 美 容 代			実 費
行政手続き代行			実 費

4 利用料等の請求及びお支払い方法について

利用料等のお支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金にて請求書発行日から翌月の 20 日以内にお支払いください。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、協力医療機関（近藤内科病院）との連携を図り必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】

医療機関名：近藤内科病院

所在地：徳島市西新浜町一丁目 6 番 25 号

電話番号：088-663-0020

医療機関名：厚見歯科医院

所在地：徳島市佐古 1 番町 7-8

電話番号：088-652-2541

9 事故発生時の対応方法について

当事業所において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行います。また、事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者及びその家族からの相談又は苦情等については下記の窓口にて対応いたします。

(1) 当事業所の苦情対応

担当 岡部 久子 電話番号：088-663-6602

相談等を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果と改善の有無ならびに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に報告いたします。

事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対していかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(2) 市町村の苦情窓口

① 徳島市健康福祉部高齢介護課

〒770-8571 徳島市幸町二丁目5番地

電話番号：088-621-5586

受付時間：月～金曜日の9：00～17：00まで

② 徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課

〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1

電話番号：088-665-7205

受付時間：月～金曜日の9：00～17：00まで

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有り
【評価結果の開示状況】	事業所のホームページ上に開示

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所の玄関にて観覧できるようにしています。

14 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 守秘義務

事業者、及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

医療機関へ退居する利用者について、退居後の医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等の情報提供をさせていただきます。

(2) 個人情報について

利用者・家族の個人情報について、適用される法令等を遵守し事業者の個人情報規定に則り、正確性・機密性・安全性に努めています。

当事業所で、介護の提供に必要な利用目的は次のとおりになっています。

<事業所内での利用>

- ① 介護サービスの入居者様等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者にかかわる事業者等の管理運営業務
 - ・入退居等の管理
 - ・会計・管理
 - ・事故等の報告
 - ・利用者の介護サービスの向上
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・実習への協力
 - ・事例研究

<他事業所等への情報提供が伴う場合>

- ① 当該事業所等の入居様等に提供する介護サービス
 - ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等との連携、照会への回答
 - ・カンファレンス、サービス担当者会議等での情報の提供
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・診療等にあたり、外部の医師の意見や助言を求める場合
- ② 介護保険事務
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

<その他>

- ・法令に基づく場合
- ・国等が実施する、統計調査等に協力する場合
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議のため
- ・利用の有無、利用時の様子に関する家族等（3親等内）からの問い合わせの場合（ただし、氏名・住所・続柄・電話番号を伺えた場合に限り）
- ・上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

上記内容に関し、重要事項の説明の同意をもって個人情報取り扱いの同意とさせていただきます。なお、上記利用目的以外の内容で個人情報を取り扱う場合は、別途説明をさせていただきます。利用者の同意を得ないで、範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

15 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 岡部 久子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

17 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行い、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

20 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

入院中におけるグループホームの居住費については、居室費（月額：2,000円）・管理費（月額：1,364円）・光熱費（月額：300円）は通常通りいただきますが、介護費・食費はかかりません。

21 重症化、看取り介護について

できるだけ住み慣れた環境で自分らしく暮らすという理念の下、病気や認知症の重症化がみられても、医師や関連スタッフと十分相談しながら、利用者、家族の希望を聞きながら、看取り介護についても対応に努めます。

利用者及び家族の思いを尊重しながら看取りに関する指針を作成し、利用者や家族の意向に沿って介護させて頂く方針です。適宜本人および家族と話し合いの機会を持ち、同意書にて意思確認をさせていただきます。

医療連携・看取りに関する介護等のサービス提供に必要な個人情報について、必要な範囲内で使用、提供、または収集させていただきますが、個人情報の保護には最大限の努力をいたします。

（看取りに関する指針については別資料にて説明いたします。）

22 看取り介護について

- (1) 看取り介護では入居者様の尊厳を守ることを最重視した援助をいたします。
- (2) 重篤な状態に陥った場合は、入居者様または家族様のご意向を伺いながら、事業所内での看取りを検討します。入居者様、家族様のご希望、ご意向に変化があった場合にも柔軟に対応していきます。
- (3) 事業所での看取りに於いては、慣れた環境で安心できるような声掛けと、身近に人が感じられるような対応に心掛けながら、心身の苦痛の軽減に努めます。
- (4) 看取り介護では、ご本人・家族様の希望に沿った対応に心がけ、心身の状況に応じた介護計画を作成し、看取り介護の指針に沿って共同して介護を行います。

- (5) 看取り介護における加算については別表にて表示しております。入居者様が退居等される時、翌日に亡くなられた場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担金をいただく事があります。
- (6) 事業所退居等の後も、継続して入居者様の家族への指導や、医療機関に情報を提供致します。又、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に入居者様の状態を尋ねた時に、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際入居者様等に対して説明いたします。

上記の内容に関し、重要事項説明書の同意をもって、利用者様等の意向に沿ったものであり、看取り介護の同意とさせていただきます。

23 事業所利用時の留意事項

(1) 来所について

夜間帯（21時～7時）以外はいつでも来所できます。

来訪者が宿泊する場合には必ず許可を得てください。

(2) 外出・外泊

希望日の前日までにお知らせください。

必ず行先と帰宅時間を職員に申し出てください。

(3) 居室・設備・器具の利用

事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

(4) 食事

前日までに食事が不要の申し出があった場合には、「食事にかかる自己負担額」は減免されます。

(5) 金銭管理

現金及び預貯金の管理は原則として行っておりません。ただし、希望があれば、お小遣い程度の小口現金はお預かりいたします。

(6) 持ち込み品

基本的に生ものなどの食品の持ち込みはご遠慮願います。大きな家具など持ち込みされる場合は、職員にお問い合わせください。

(7) 宗教・政治活動

事業所内での宗教活動、政治活動はお断りしております。

平成 30 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 7 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 6 月 1 日改正
令和 6 年 12 月 22 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

